

納 付 通 知 書

年 月 日

第二次納税義務者

住 所

氏名又は名称 殿

税務署長

官 氏

名 印

あなたは、下記法律の規定により、下記納税者の滞納国税及び滞納処分費につき、下記金額の第二次納税義務を負うこととなりましたので、納付の期限までに納付して下さい。

納税者	住 所	氏名又は 名 称	滞納税 延滞税 利子税	滞納処分費 法 律 に よ る 金 額	備 考					
滞納 国 税 等	年 度	税 目	納 期 限	本 税 円	加 算 税 円	加 算 税 円	延滞税 法 律 に よ る 金 額	利子税 円	滞納処分費 法 律 に よ る 金 額	備 考
上記納税者の滞納国税及び滞納処分費につき、あなたが第二次納税義務者として納付すべき金額										
納付の期限 年 月 日										
あなたがこの第二次納税義務を課されることの根拠となる法律の規定										
納付場所							日本銀行の本店、支店、代理店若しくは歳入代理店又は当税務署			
あなたがこの第二次納税義務を課されることの根拠となる法律の規定							国税徴収法第 条第 項			

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A列 4 とする。
- 2 居所、事務所又は事業所が用いられている場合には、当該居所、事務所又は事業所を住所欄に記載するものとする。
- 3 窓付き封筒を用いる場合には、あて先欄は、日本産業規格に適合するように位置及び大きさを定めるものとする。
- 4 必要があるときは、所要の事項を付記し、又は納付場所の記載を変更することができる。
- 5 国税局又は税関において発行する場合には、この書式中「税務署長」又は「税務署」とあるのは、それぞれ「国税局長」若しくは「国税局」又は「税関長」若しくは「税関」とする。
- 6 法第24条第2項前段の書面については、この書式中「納付通知書」を「譲渡担保権者に対する告知書」とすることその他所要の調整を加えた書式によるものとする。